

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を減免します

次の基準に該当する場合、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を減免します。

## 対象

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
  - ➡ 保険税（料）の全額を減免
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の（ア）～（ウ）の全てに該当する人
  - ➡ 保険税（料）の一部を減免

## 世帯の主たる生計維持者について

- （ア）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- （イ）令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （ウ）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

## 減免になる保険税（料）

令和3年度分の保険税（料）で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの  
令和2年度の保険料で、令和2年度末に資格を取得したなどにより上記期間内に納期限が設定されているもの

## ②の減免額の算定

次の表で算出した対象保険税（料）額に主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額

## 対象保険税（料）額 = (A) × (B) ÷ (C)

- |     |  |
|-----|--|
| (A) | 国民健康保険税の場合：世帯の被保険者全員について算定した保険税額<br>後期高齢者医療保険料の場合：被保険者個人について算定した保険料額 |
| (B) | 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額                                 |
| (C) | 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額                                   |

## 申請方法

令和4年3月31日（木）までに申請書類を各保険税（料）担当課に提出または郵送してください。申請書類は窓口に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます。

## 必要な物

①②共通	印鑑、身分証明書
①	診断書
②	主たる生計維持者の昨年と今年の月別収入が分かる書類（事業帳簿、給与明細の写しなど）

詳細はお問い合わせください

問い合わせ 国民健康保険税について 市税務課 市民税係 ☎27-8481  
後期高齢者医療保険料について 市市民課 医療給付係 ☎27-8450

## 被災した人向け

## 「医療費の一部負担金」などの免除証明書・認定書を交付します

市は、東日本大震災で被災し、次の負担金が免除されている人の免除期間を、対象者を「市民税非課税世帯」に限定して12月31日まで延長しています。

8月1日以降も対象となる人には、新しい免除証明書・免除認定書を7月中に郵送します。

令和3年度市民税が課税されている世帯は、7月31日で免除期間が終了します。

## 国民健康保険の医療費の一部負担金 後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金 介護保険の利用者負担金

※3月31日に免除終了した人が、令和3年度市民税非課税世帯となる場合は自動で交付されません。市の担当課窓口で再申請してください

※現在、免除措置は岩手県と福島県の原発関係のみ実施しています。県外へ転出する場合、免除証明書を返却してください

問い合わせ 国民健康保険 市市民課 国保年金係 ☎27-8450（内線225）  
後期高齢者医療制度 市市民課 医療給付係 ☎27-8450（内線229）  
介護保険 市高齢介護福祉課 高齢介護係 ☎22-0178

## 新しい国民健康保険被保険者証を郵送します

国民健康保険被保険者証を8月1日に更新します。新しい被保険者証は、7月下旬までに住民登録をしている住所に郵送します。有効期限は令和4年7月31日です。ただし、次の人には有効期限が異なります。

- 令和4年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人⇒「70歳の誕生日の末日（1日生まれの場合は誕生日の前日）」  
★有効期限以降は「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します（被保険者証の有効期限が切れる前に郵送します）
- 令和4年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人⇒「75歳の誕生日の前日」  
★75歳になると後期高齢者医療制度に移行し「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます

### 70歳～74歳の人へ 被保険者証と高齢受給者証が1枚になります

70歳～74歳の人には、被保険者証と高齢受給者証を別々に交付していましたが、今年度から1枚になります（被保険者証兼高齢受給者証）。医療機関で支払う一部負担金の割合※12割または3割が記載されています。

※1 負担割合は前年の所得と世帯状況により毎年判定し、8月1日から適用します

なお、次の場合は、市市民課国保年金係または各地区生活応援センター（釜石地区を除く）で手続きが必要です。

- ①勤め先の社会保険などに加入しているにもかかわらず国民健康保険被保険者証が届いた場合  
持参する物：社会保険などの保険証または資格取得証明書、印鑑、マイナンバーがわかるもの  
※社会保険などに加入した時期によっては、支払いをしなくてもよい国民健康保険税が課税されている可能性がありますので、お早めの手続きをお願いします
- ②市外に住民登録をしている学生（マル学）の被保険者証をお持ちの場合  
持参する物：在学証明書（原本）または学生証（写し可）、印鑑、マイナンバーがわかるもの  
※国民健康保険税を滞納している世帯で「資格証明書」「短期被保険者証」に該当する場合は、個別に案内します

## 医療給付係

後期高齢者医療被保険者証および医療費受給者証（子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者、身体障がい者3級）も7月下旬までに郵送します。詳しくは、8月1日号広報でお知らせします。

問い合わせ 市市民課 国保年金係 医療給付係 ☎27-8450

## 令和3年度国民健康保険税の軽減について

低所得世帯の保険税負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、均等割と平等割を軽減しています。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、軽減対象となる所得基準額の算出方法が変更となります。見直し後、一定の給与所得者等※2が2人以上いる世帯は、軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を回避するため軽減基準所得金額を改正します。

※給与収入が55万円を超える人や、公的年金収入が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超える人

軽減	基準所得金額（改正後）
7割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下
5割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+28.5万円×国保加入者数※2円以下
2割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+52万円×国保加入者数円以下

※国保加入者数には、後期高齢者医療制度に移行した人を含みます

## ◆注意事項

- ①世帯主が国保に加入していない世帯主の所得は軽減判定の対象となります
- ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません。無収入の人や遺族年金、障害年金のみの収入の人も必ず申告をしてください
- ③所得更正や加入者の異動などがあった場合は、軽減判定の見直しを行なうことがあります

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481